

麗澤大学卒業延期に関する規程

平成 22 年 10 月 22 日制定
令和 4 年 2 月 1 日最近改正

(目的)

第 1 条 この規程は、麗澤大学学則（以下「学則」という。）第 35 条に規定する卒業認定について、卒業要件を満たす学生が引き続き在学を希望する場合に、卒業を延期し、在学を認めることについて定めることを目的とする。

(資格)

第 2 条 卒業延期を志願することができる者は、次の各号のすべてに該当する者とする。

- (1) 学則第 35 条第 1 項に規定する卒業の要件を満たす者又は満たす見込みの者のうち、所属学部長またはキャリアセンター長が志願の理由を認めた者
- (2) 引き続き在学することにより、在学期間が学則第 18 条第 1 項に規定する年数を超えない者
- (3) 当該年度の学費等の学納金を完納している者

(期間)

第 3 条 卒業を延期できる期間は 1 年間とする。ただし、引き続き延期を希望する場合は、さらに 1 年間に限って延長することができるものとする。

(手続)

第 4 条 卒業延期を志願する者は、所定の期日までに卒業延期申請書を教務・教育企画室・グローバル教育推進室に提出しなければならない。

2 卒業延期を志願する者の認定は、当該学部運営委員会の議を経て行うものとする。

(学費)

第 5 条 前条により卒業延期を許可された者（以下「卒業延期者」という。）の授業料は、学則第 54 条の 2 の規定を準用する。

2 前項の規程にかかわらず、卒業延期者の施設費は、150,000 円とする。

(義務)

第 6 条 卒業延期者は、所属学部長及びキャリアセンター長が指定する科目・セミナー等を受講する等、その指導に従わなければならない。

(卒業の時期)

第 7 条 卒業延期者の卒業の時期は、卒業延期を承認された年度の第 1 学期末又は年度の終わりとする。

(休学)

第 8 条 卒業延期期間中の休学は認めないものとする。

(取り消し)

第 9 条 卒業延期者が、事情変更により当該年度の卒業を希望する場合は、所定の期日までに卒業延期辞退届を提出しなければならない。

(事務の所管)

第 10 条 この規程に関する事務は、大学事務局教務・国際交流課及び財務部財務経理課が所管する。

(規程の改廃)

第 11 条 この規程の改廃は、大学執行部会議の意見を聴取した後、学長がこれを定める。ただし、第 5 条の改定については、理事会の議を経て理事長がこれを定める。

附 則

- 1 この規程は、平成 22 年 10 月 22 日から施行する。
- 2 この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から改定施行する。
- 3 この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から改定施行する。
- 4 この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から改定施行する。
- 5 この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から改定施行する。
- 6 この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から改定施行する。
- 7 この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から改定施行する。
- 8 この規程は、令和 4 年 2 月 1 日から改定施行する。